

学校いじめ防止基本方針

盛岡市立飯岡小学校

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの問題は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

いじめの問題は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校が一丸となって組織的に取り組んでいかななければならない。また、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題に対応することが必要である。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【法第2条】

学校は、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守る立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

II いじめの未然防止の取組

1 児童に対して

- (1) 基本的生活習慣の定着を図り、落ち着いて生活できるようにする。
- (2) わかる授業を行い児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (3) 道徳の時間や学級活動等を通して、思いやりの心、命を大切にする心を育てる。
- (4) 行事等の取り組みにおいて、一人ひとりの児童に活躍の機会を作り、満足感をもたせる。
- (5) 様々な活動を通して、「いじめは決して許されない」「いじめを見て見ないふりをするのはいじめにつながる」という認識をもたせる。
- (6) 委員会活動や係活動において明確な目標をもち、一人ひとりが具体的に活動できるようにする。

2 教職員に対して

- (1) 居心地のよい学級づくりを心がけ、望ましい人間関係で結びついた学級経営の充実を図り、児童との信頼関係を築く。
- (2) 学習指導の充実を図り、学習への意欲を高める。
- (3) 道徳の時間を要とした道徳教育の充実を図り、児童に思いやりの心や命を大切にする心を育む。

- (4) 相談しやすい雰囲気をつくるとともに、定期的・意図的な個々への声がけを心がける。
- (5) 「いじめを決して許さない」という姿勢を全教職員がもっていることを、様々な活動を通して児童に示す。
- (6) 長欠調査の際、不適応児童の様子を確認し、対応する。
- (7) 家庭や地域社会、関係諸機関との連携を密にする。

III いじめ防止等の対策のための組織・校内体制

校内分掌に「いじめ対策委員会」を設置する。

○構成員

校長、副校長、指導教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、(特別支援コーディネーター)

○役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関すること。
- ・いじめの相談があった場合、当該学級担任を加え、対応等についての協議を行う。いじめに関する情報については、本校の教職員が共有できるようにする。
- ・事案への対応を記録し、今後の指導に生かすようにする。
- ・取組や計画の点検・見直しを行う。

IV いじめ早期発見のための取組

- (1) いじめや悩み・トラブル等の早期発見に努める。「心のアンケート」「いじめアンケート」「心とからだの健康観察」「Q Uテスト(1・2年生以外)」を実施する。
- (2) 健康観察によって、表情・顔色・返事の仕方・元気があるかどうか等について判断する。
- (3) 遅刻や休み明けの欠席傾向などから判断する。
- (4) 日頃よりアンテナを高くして児童の様子を観察する。気になる点があれば、即座に児童や保護者と話す機会をもつ。
 - ・授業中や休み時間の様子から、集団遊びに進んで入っているか、教室等で過ごす時一人になっていないか、遊びの中での友達との関係はどうか。
 - ・掃除中、協力的に仕事をしているかどうか。
 - ・放課後の様子から、いつまでも帰りたがらない様子はないか、友達との関係はどうか。下校時や、児童センターでの過ごし方はどうか。
- (5) 保護者との連携を密にする。

<年間計画>

月	予防的教育相談		治療的教育相談
	適時指導	日常	
4	○安心できる温かい人間関係作り ・児童理解・学級の交友関係をつかむ ・こころのアンケート（4月下旬） ・「いじめ0宣言」の作成（5月下旬） ・QUテスト（6月初旬）	↑ 日 常 観 察	・職員会議の児童理解 ・生徒指導委員会 ・職員朝会 ・学級懇談会 ・日常的な情報交換・相談
5			
6			
7			
8	○学級集団の確立 ・心とからだの健康観察（9月） ・こころのアンケート(9月) ・個別面談 ・「いじめ0宣言」の見直し（10月下旬） ・いじめアンケート（11月）	↓	
9			
10			
11			
12	○学級集団の完成 ・こころのアンケート（2月） ・「いじめ0宣言」の振り返り（3月）		※家庭との懇談は適宜行う
1			
2			
3			

V いじめ事案に対する対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見した時は、その場でいじめの行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決に当たる。
- (3) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を適切に行い、事実関係を明らかにする。
- (4) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (5) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじ

められた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- (6) いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために教育相談担当や養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるよう、教職員全体で支援する。

4 関係機関との連携

- (1) 事案の内容によっては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

VI 関係機関との連携について

- ◇いじめの事実を確認した場合、速やかに盛岡市教育委員会、児童相談所等と連携し対応に当たる。
- ◇地域全体で「いじめは決して許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題等健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

VII 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき【法第28条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

3 重大事態の調査

- (1) 学校が調査の主体となる場合
設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。
 - ア 重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

- イ 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
 - ウ 被害児童及び保護者等に対する調査方針等の説明を行う。
 - エ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - オ 調査報告を学校の設置者に報告する。
 - カ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報を提供する。（※関係者の個人情報に配慮する。）
 - キ いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適宜・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
 - ク 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
- (2) 学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合
- 盛岡市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VIII 地域や家庭との連携について

- ◇学校いじめ防止基本方針や学校でのいじめ防止の取組等について、保護者や地域に知らせ、理解と協力を得る。
- ◇地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題等健全育成についての話し合いを奨めることを願う。